

議案第 1 号

瑞穂町教育基本計画審議会条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

瑞穂町教育基本計画の策定に関し必要な事項について調査し、及び審議するため、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町教育基本計画審議会条例

（設置）

第 1 条 教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、瑞穂町における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「瑞穂町教育基本計画」という。）を策定するに当たり、必要な事項を調査し、及び審議するため、瑞穂町教育基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- （1）瑞穂町において取り組むべき教育に関する施策の在り方について、その方向性を示すこと。
- （2）前号に掲げるもののほか、瑞穂町教育基本計画の策定に関し

教育長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する委員17人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 瑞穂町立小学校の児童又は中学校の生徒の保護者 2人
- (3) 瑞穂町社会教育委員 1人
- (4) 瑞穂町の区域内で職務を行う児童委員 1人
- (5) 瑞穂町の区域内に所在する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設の代表者 2人
- (6) 公募による住民 2人以内
- (7) 瑞穂町立小学校又は中学校の校長 2人
- (8) 町職員 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申をもって終了する。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開するものとする。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会

議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委員の報酬及びその支給方法)

第 9 条 委員の報酬及びその支給方法については、瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 1 年条例第 1 0 号）の定めるところによる。

(委任)

第 1 0 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において初めて招集される審議会の会議の日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この条例の公布の日以後最初に招集する審議会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育長が招集するものとする。

(準備行為)

- 3 第 3 条の規定により行う必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

特別職報酬等審議会会長	日額 9, 0 0 0 円
同 委員	日額 8, 0 0 0 円

」を

「

特別職報酬等審議会会長	日額 9,000円
同 委員	日額 8,000円
教育基本計画審議会会長	日額 9,000円
同 委員	日額 8,000円

」

に改める。